

○国土交通省令第八十一号  
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第五条（同法第十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条の三十六の規定に基づき、並びに同法を実施するため、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十七日

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分を変更、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分を変更、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	<p>(法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者) 第七条の三 法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p> <table border="1"><thead><tr><th>電気通信 工業業</th><th>(略)</th><th>電気通信 工業業</th><th>一・二 (略)</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>三 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し五年以上実務の経験を有する者又は同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項の規定による工事担任者資格者証の交付を受けた者（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。）であつてその資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し三年以上実務の経験を有する者</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	電気通信 工業業	(略)	電気通信 工業業	一・二 (略)	(略)	(略)	三 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し五年以上実務の経験を有する者又は同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項の規定による工事担任者資格者証の交付を受けた者（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。）であつてその資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し三年以上実務の経験を有する者	(略)
電気通信 工業業	(略)	電気通信 工業業	一・二 (略)						
(略)	(略)	三 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し五年以上実務の経験を有する者又は同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項の規定による工事担任者資格者証の交付を受けた者（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。）であつてその資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し三年以上実務の経験を有する者	(略)						
	<p>(法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者) 第七条の三 法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p> <table border="1"><thead><tr><th>電気通信 工業業</th><th>(略)</th><th>電気通信 工業業</th><th>一・二 (略)</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>三 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し五年以上実務の経験を有する者</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	電気通信 工業業	(略)	電気通信 工業業	一・二 (略)	(略)	(略)	三 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し五年以上実務の経験を有する者	(略)
電気通信 工業業	(略)	電気通信 工業業	一・二 (略)						
(略)	(略)	三 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し五年以上実務の経験を有する者	(略)						

三・四 (略)

附 則

1・2 (略)

(再審査の申立ての特例)

3 令和三年六月十六日以後に経営規模等評価の申請をした建設業者であつて国土交通大臣が定める要件に該当するものが、第十八条の三第一項第十号に掲げる事項のうち建設工事を適正に実施するために必要な技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況及び同条第二項第三号に掲げる事項について法第二十七条の二十八の規定により再審査の申立てをする場合における第二十条第一項の規定の適用については、同項中「法第二十七条の二十七の規定による審査の結果の通知を受けた日から三十日以内」とあるのは、「令和四年四月二十六日まで」とする。

三・四 (略)

附 則

1・2 (略)

(新設)

(別表) (二)		資 格 区 分	
コード	(略)		
電気通信 事業法	59	電気通信主任技術者	5年
事業法	35	工事担任者	3年
(別表) (四)		(略)	
コード	資 格 区 分		
(略)			
電気通信 事業法	259	電気通信主任技術者	5年
事業法	235	工事担任者	3年
(略)			

(別表) (二)		資 格 区 分	
コード	(略)		
電気通信 事業法	59	電気通信主任技術者	5年
(別表) (四)		(略)	
コード	資 格 区 分		
(略)			
電気通信 事業法	259	電気通信主任技術者	5年
(略)			

附 則

1 (施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

2 (経過措置)

この省令による改正後の第七条の三第二号の表電気通信工事業の項第三号の規定は、令和三年四月一日以後に電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第七十三条第一項の工事担任者試験に合格し、同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第二号の養成課程を修了し、又は同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第三号の規定による認定を受けた者について適用し、同日前に同法第七十三条第一項の工事担任者試験に合格し、同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第二号の養成課程を修了し、又は同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第三号の規定による認定を受けた者については、なお従前の例による。